水道料金改定のご案内

令和9年4月から水道料金を値上げします

将来にわたって安全でおいしい水道水を安定して届けるために必要な水道料金の改定です。
ご負担をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

Q いくら値上げになるの？

A 平均改定率18％です。

※今回、下水道使用料や開栓手数料の改定はありません。

例：4人世帯（口径13㎜）
2か月に49㎥使った場合
2か月で**1,600円増額**

改定前・改定後の水道料金

使用されている水道メーターの口径によって料金が異なります。
消費税相当額を含んだ2か月分の料金です。

用途	基本料金 口径		改定前	改定後	増額	従量料金（1㎥につき） 口径	従量区分	改定前	改定後	増額
一般・営業用	13㎜	16㎥まで	2，640円	3，124円	484円	13㎜ 20㎜ 25㎜	17㎥以上 40㎥以下の部分	183円	216円	33円
	20㎜		3，454円	4，070円	616円		41㎥以上の部分	200円	236円	36円
	25㎜		4，928円	5，808円	880円					
	40㎜		11，858円	13，992円	2,134円	40㎜ 50㎜ 75㎜ 100㎜	1㎥以上の部分	200円	236円	36円
	50㎜		18，260円	21，538円	3,278円					
	75㎜		43，868円	51，766円	7,898円					
	100㎜		74，250円	87，626円	13,376円					
公衆浴場用※	13㎜		1，286円	1，516円	230円	13㎜	1㎥以上の部分	56円	66円	10円
給水装置を設置しないで臨時に給水した場合の料金							1㎥につき	277円	327円	50円

※公衆浴場用の口径20㎜以上の料金は記載を省略しました。

改定後料金での請求開始はいつから？

水道メーターの検針を2か月に1度行い、翌月に請求するため、水道使用場所の地区によって改定となる検針月が異なります。

検針の奇数月・偶数月の対象地区は、裏面をご確認ください。

〈奇数月検針地区〉
5月検針～
（6月請求分～）

〈偶数月検針地区〉
6月検針～
（7月請求分～）

※下水道を使用されている方には、あわせて下水道使用料等を請求しています。
※5月検針分は、改定前料金と改定後料金を2分の1ずつ適用して計算します。（水道を継続使用している方の場合）

- 詳細は「広報いいだ11月号」と市ウェブサイトをご覧ください。
- ウェブサイトで使用水量をもとに料金の試算ができます。 https://www.city.iida.lg.jp ID検索：142011

どうして料金改定するの？

急激な物価高騰で資材費や人件費が上昇し、このまま料金改定を行わなければ令和9年度には水道事業会計が赤字となり、令和13年度末には資金も底をついて、水道事業の運営が立ち行かなくなる見通しとなりました。

今後も水道水の安定供給に欠かせない施設の更新や、耐震化を着実に進められるよう、4年ごとに経営見通しの検証を行い、適切な水道料金の検討を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

お問い合わせ先　飯田市経営管理課　0265−22−4511　内線 5253